

質問・回答

各課共通

No.	質問要旨	回答
1	提出書類の内、健康保険、厚生年金保険、雇用保険それぞれに加入がある場合は、各種保険料の領収書の写し等を提出することとあります。 ネットバンキングでの振込で、領収印のない領収証書しかない場合は、振込受付完了画面の写しも添付して提出することで問題はありませんでしょうか。	各種保険料の領収書が無い場合は、それぞれの納付先から納入証明書等を取得し、提出してください。
2	収支計画書の内、「1 指定事業等に係る収支」の「(1)収入の部」の項目について、「①施設管理に係る収入」には、指定管理料と利用収入の金額を記載、「②指定事業に係る収入」については、新規事業や提案事業の収入を記載すればよろしいでしょうか。	「①施設管理に係る収入」には、市が支払う指定管理料の内、施設の開館・貸館業務、清掃・警備業務、設備の保守点検など、施設の管理運営に係る業務に要する費用を合算して記載してください。 「②指定事業に係る収入」には、市が支払う指定管理料の内、講座・公演等のソフト事業、使用料の収納業務など、仕様書等において市が実施を義務づけている業務に要する費用を合算して記載してください。 新規事業及び提案事業の収入については、「2 自主事業に係る収支」の「(1)収入の部」へ記載してください。

3	消耗品費，光熱水費，キャッシュレス決済手数料等の経費が想定を超えて発生した際は，超過した分の指定管理料は支払われますか。 また，利用料収入見込みを超える利用があった場合，そうでない場合それぞれの場合に分けてご回答ください。	原則として指定管理料を上乗せして支払うことはありません。 また，利用料金収入の多寡によって異なるものではありません。
4	指定管理料の内，「管理費」について，現場で使用するものの他に，本部等での研修，会計（監査），運営サポート，システム管理・メンテナンスなどの経費を「管理費」として計上することは可能でしょうか。	当該施設の管理運営に係る経費であれば，対象となります。